# AIJ問題を受けた当面の対応について

# 1. AIJ投資顧問に投資残高のある厚生年金基金に関する当面の対応について

(対象:平成23年度末においてAIJ投資顧問に投資残高のある基金)

#### (1) AIJ投資顧問への投資残高の平成23年度決算における取扱い

投資残高の確定時期

決算における取扱い

9月末日(決算提出期限)までに → 平成23年度決算に計上 確定した場合

10月1日以降に確定した場合

- → 平成23年度決算は全額損失した ものとして計上し、平成24年度
  - 決算で収入として計上

# (2) AIJ投資顧問への投資により生じた積立不足に係る掛金の特例措置

平成23年度決算における積立不足のうち、AII投資顧問への投資により生 じた不足分に係る掛金については、引上げ期間を最大20年から最大30年に延 長し、急激な掛金上昇による母体企業の経営への影響を緩和する。

#### 2. 有識者会議報告を受けた財政運営基準等の一部見直しについて

(対象:厚生年金基金及び確定給付企業年金)

## (1) 予定利率の引下げを促進する措置

予定利率の引下げにより生じる積立不足に係る掛金については引上げ期間を最大 20年から最大30年に延長する。

## (2) 給付減額基準の明確化等

- ① 現行の給付減額基準の理由要件(「母体企業の経営悪化」又は「掛金負担困難」) を明確化する。
- ② 受給者減額時に希望する受給者に対して支給する一時金について、複数の選 択肢を設けることを認める。
- ※これらの措置は平成23年度決算速報を踏まえて行う当面の対応であり、制度の在 り方等については、今後厚生労働省においてさらに検討していく予定。